

対象品目:全品目

規範項目

23

農薬取扱い作業者の安全性確保

規範の必要性や背景

*農薬の散布作業では、空中に漂う農薬の微粉末や霧を吸い込む危険性があり、農薬の調製作業中には、濃度の濃い薬剤に接触する可能性があります。作業者に危害を及ぼさないよう、使用方法を守る必要があります。

取組事項

- 農薬散布時には専用の作業衣、保護具(マスク・メガネ・手袋・ゴム長靴・帽子等)を着用する。
- 農薬の散布により身体に異常を感じた場合は、ただちに作業を中止し、医師の診断を受ける。
- 中毒事故が発生した場合に備えて、最寄りの病院等の電話番号を作業場等に掲示しておくとともに、救命講習を受ける。

解説

●農薬の吸入、被ばくの防止

・調整・散布時

防除器具の点検・整備を事前に行うとともに、薬剤の指示に沿った専用の作業衣、保護具を着用しましょう。その際、マスクは農薬の種類に適しており、厚生労働省の国家検定に合格したものを使用しましょう。

農薬の吸入を防ぐため、顔とマスクとの密着具合についても確認しましょう。

・散布作業後

農薬で汚れた作業衣は、他の衣類、特に乳幼児の衣類等と区別して、単独で洗いましょう。保護具を清掃し、所定の保管場所に保管しましょう。

使い捨て式マスクの使用は1回とし、使用限度時間を過ぎたものの使用はやめましょう。取替え式マスクのフィルター等は、捕集効果がなくなったもの、汚れたもの、臭いが付いたものは忘れずに交換しておきましょう。



体調を整えて作業します。



機械を事前に点検・整備します。

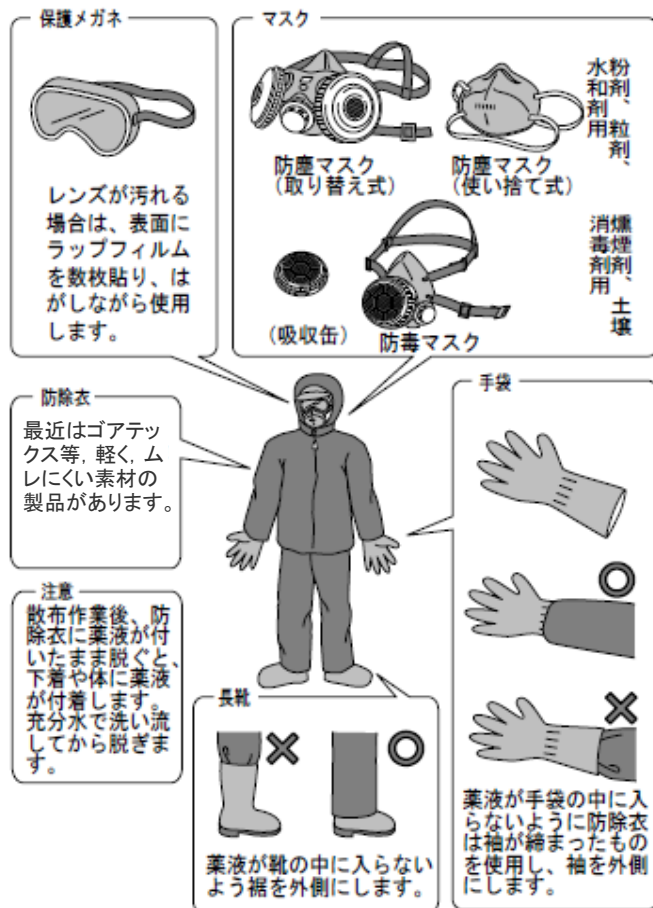


取扱説明書をよく読み適度な濃度、量で使用します。



作業現場へ水やタオルをビニール袋に入れ持参します。薬剤が眼や皮膚に付いた時は、水ですぐ洗います。

(図1) 安全性確保のポイント



(図2) 作業衣、保護具

出典：農作業安全チェックリスト解説F 農薬、燃料の安全使用、管理(農作業安全情報センターHP)

●身体に異常を感じた時の対策

直ちに作業を中止し、使用した農薬の容器を持参して、医師の診断を受けましょう。

●中毒事故が発生した時の対策

最寄りの病院や中毒110番(日本中毒情報センター)の電話番号を作業場等に掲示しておきましょう。また、救命講習を受け、応急手当ができるようにしておきましょう。

【中毒110番】

つくば(365日、9~21時対応);029-852-9999(無料)

【救命講習】

消防署で講習会を開催しているので、問合せのうえ受講しましょう。

◆参考情報

- ・農薬の中毒・治療法について((公社)緑の安全推進協会HP)
<http://www.midori-kyokai.com/yorozu/tyuudoku.html>
- ・農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況について(農林水産省HP)
http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_topics/h20higai_zyokyo.html

◆関連法令等

- ・農薬を使用するものが遵守すべき規準を定める省令(農林水産省HP)
http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_kaisei/h141211/h141211f.html
- ・農作業安全のための指針について(農林水産省HP)
http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/pdf/link10_1.pdf